

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
四国土建 株式会社	香川県丸亀市土器町北1-60

2. 指名停止措置期間

平成29年10月20日 から 平成30年2月19日 まで 4ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、四国土建(株)が、平成26年9月19日、平成27年10月5日及び平成28年10月5日に、虚偽の内容(完成工事高の水増し)を記載した決算の変更届書を香川県へ提出し、また、香川県に対して、平成26年10月3日、平成27年11月10日及び平成28年11月9日に当該虚偽の内容に基づく経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行い、これらにより得た経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書をもって、香川県等に対し、平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度の公共工事の競争入札参加申請を行った。

これらのことが、建設業法に違反し、香川県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。

本件については、指名停止4ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)